

事務連絡  
平成23年6月28日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除措置  
に係る7月1日以降の取扱いの周知について

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の円滑な実施については、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の東日本大震災による被災者の方々の被保険証の提示及び一部負担金等の免除については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置についての一部改正について」（平成23年6月21日付け保発0621第5号保険局長通知）、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについての一部改正について」（平成23年6月21日付け保国発0621第1号国民健康保険課長通知）及び「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについての一部改正について」（平成23年6月21日付け保高発0621第1号高齢者医療課長通知）でお示ししているとおり、一部の市町村を除き平成23年7月1日から医療機関の窓口における被保険者証及び免除証明書の提示が必要となるところです。

当課においても、全国の医療機関に対する周知用ポスターの配布、報道機関への情報提供など通じて被保険者の方への周知を行っているところでありますが、一層の周知徹底が必要です。このため、別添のとおり、周知文書案及び周知用ポスターを作成しましたので、広報誌への掲載等、被保険者に対する周知にご活用いただけるよう、貴管下保険者等に対する連絡等について特段のお取り計らいをお願いいたします。また、都道府県におかれましては、県政報道関係者を通じた周知を図っていただきますよう、お願いいたします。

なお、周知用のポスターについては、6月21日付け発送のものに「なお、免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、支払った窓口負担の還付を受けることができますので、申請をお願いします」という文言を追加しています。

報道関係者 各位

平成 23 年 6 月 28 日

【照会先】

保険局 (代表電話) 03(5253)1111

保険課 高木 (内線 3243)

国民健康保険課 姫野 (内線 3253)

高齢者医療課 吉田 (内線 3197)

## 医療保険の一部負担金等免除の取扱い変更に関する 周知のお願いについて

東日本大地震で被災された方については、7月1日以降、受診のために被保険者証の提示が必要となるため、被保険者証を紛失した方は再交付申請が必要となります。

さらに、現在、被災者については医療機関等の窓口において被災事実を申し立てることにより、窓口負担の支払いを猶予する取扱いを行っていますが、7月1日以降は、原則として、市町村や健康保険組合等が発行した免除証明書を医療機関等の窓口にて提示することが必要となります。また、被災により事務処理が困難であるため免除証明書交付時期を延期するとの申し出があった18市町村についても、8月1日以降、順次、免除証明書の提示が必要となります。

なお、窓口負担の免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、市町村等に申請することにより、支払った窓口負担の還付を受けることができます。

こうした取扱いについては、市町村等や医療機関等を通じて、被保険者の方々への周知に努めているところでありますが、県外に避難している被災者の方も多いため等から、テレビ・ラジオを始めとする各報道機関におかれましては、別添の広報用の文章案やリーフレットを参考に、改めて、周知のための報道をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

# 平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

**1. 保険診療を受ける際には、従来通り、窓口での「保険証」(被保険者証)の提示が必要になります。**

**2. 窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の「免除証明書」の提示が必要となります。**

平成23年7月1日からは、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、ご加入の医療保険の保険者に申請して下さい。

- ・免除となるのは、平成24年2月29日までです。(入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定)
- ・なお、免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、支払った窓口負担の還付を受けることができますので、申請をお願いします。

## 〈窓口負担が免除される方〉

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
  - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
  - ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
  - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ ただし、「以下の市町村国保にご加入の方」又は「以下の3県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、右欄の日から免除証明書の提示が必要となります

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
宮城県	女川町	平成23年10月 1日
	南三陸町	平成23年 9月 1日
福島県	田村市、南相馬市	平成23年 8月 1日
	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

**◎ご加入の医療保険の保険者への  
保険証や免除証明書の申請を忘れずに。**

申請の方法等のお問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者をお願いします。

(別添)

文書案 1 (約 100 文字)

東日本大震災の被災を受けた被保険者の方へ

7月1日からは、医療機関等の窓口で被保険者証の提示が必要になります。また、窓口負担の免除を受けるためには、一部の市町村を除いて、一部負担金等の免除証明書の提示が必要です。被保険者証や免除証明書の交付をまだ受けていない方は、お早めにご加入の医療保険にご相談下さい。

文書案 2 (約 200 文字)

東日本大震災の被災を受けた被保険者の方へ

7月1日からは、医療機関等の窓口で被保険者証の提示が必要になります。また、窓口負担の免除を受けるためには、一部の市町村を除いて、一部負担金等の免除証明書の提示が必要です。被保険者証や免除証明書の交付をまだ受けていない方は、お早めにご加入の医療保険にご相談下さい。

なお、窓口負担の免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、申請すれば支払った窓口負担の還付を受けることができます。

文書案 3 (約 500 文字)

東日本大震災の被災を受けた被保険者の方へ

7月1日からは、医療機関等の窓口で被保険者証の提示が必要になります。窓口負担の免除を受けるためには、一部の市町村を除いて、一部負担金等の免除証明書の提示が必要です。被保険者証や免除証明書の交付をまだ受けていない方は、お早めにご加入の医療保険にご相談下さい。

7月1日以降も免除証明書の提示が不要となるのは、岩手県宮古市・大船渡市・陸前高田市・大槌町・山田町、宮城県女川町・南三陸町、福島県広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯舘村・田村市・南相馬市にお住まいで、これらの地域の市町村国保又は後期高齢者医療制度にご加入の方です。これらの地域の方について、いつから免除証明書の提示が必要となるかは、お住まいの市町村にご照会下さい。

窓口負担の免除の対象となる方は、災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む）であり、以下のいずれかに該当する方です。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

なお、窓口負担の免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、申請すれば支払った窓口負担の還付を受けることができます。